‖直言‖

農政はきちんとした統計的根拠に基づいて構築されているか
―統計の危うさと利用の恣意性を憂える―

去る5月29日に2025年国勢調査の速報結果が公表された。ここでは農林業センサスとの関係で調査の回答率に注目する。今回はネット47.3%と郵送33.4%を合わせた回答率は80.7%と2020年の79.8%を超えた。これに調査員が直接回収する割合（未公表）を加えたものが調査票の回収率となる。残りは氏名・男女別・世帯員数だけを調査員が近隣住民などから聞き取りするもので，「未回収」に該当する。この未回収率は1995年の0.5%から5年ごとに，1.7%→4.4%→8.8%→13.1%→16.3%（2020年）と上昇してきた。今回の未回収率は16.3%を上回る確率が高い。ところで，未回収部分は「不詳」扱いとなるので，未回収率の高さは統計分析結果の評価を歪める。たとえば，配偶関係の「不詳」が未婚者に多いとすると，「不詳」を除いて計算される未婚率は未回収率の高い大都市部では過小評価され，地域間の比較に歪みを生ずることになる。

そこで，農業の国勢調査に該当する農林業センサスについてみよう。農林業センサス分析のエキスパートである橋詰登氏は属地統計である「耕地及び作付面積統計」による耕地面積（畦畔を除く）に比べて，農林業センサスの経営耕地面積は2割程度少ないと指摘している（橋詰登『新基本法下での農業・農村の変容』筑波書房，2025年，103ページ）。その様子を2000～25年について示したのが〈**表**〉である。

これによれば，センサスによる耕地面積の把握率は2000年には84.0%だったが，その後は徐々に低下しつつも2015年までは何とか80%台を維持していた。しかし，2015年以降は把握率の低下が急進して，2025年には73.6%にまで落ち込み，近年ほど実態の全体像を正確に反映できない状態になっている（国勢調査よりも深刻）。

したがって，農林業センサスを用いた統計分析や地域比較は，第1に時系列的分析は異なる耕地面積把握率の上での比較という制限性＝耕地利用の後退を不十分にしか反映していないこと，第2に，同一時点の地域比較は異なる農地面積把握率の地域間比較のため，耕地利用後退地域の実情を過小評価するという限定性を免れえないことが明らかである。人口流出の著しい中山間地域ではこうした把握率がさらに低いことへの配慮が不可欠である。すなわち，セン

表　経営耕地面積のセンサスによる把握率

年	耕地面積統計	農林業センサス	把握率	把握率増減
	万ha	万ha	%	%
2000	462.5	388.4	84.0	−
2005	449.8	363.9	80.9	-3.1
2010	440.6	363.2	82.4	1.5
2015	431.5	345.1	80.0	-2.5
2020	419.9	323.3	77.0	-3.0
2025	407.2	299.9	73.6	-3.4

（出所）農水省「耕地及び作付面積統計」，農林業センサスにより筆者算出。

東京大学名誉教授
谷　口　信　和
（本センター理事）

サスに基づいた分析は常に実態調査に基づく知見や計数整理によって補完されないと，農業衰退の動向が過小評価される傾向にあるといえる。

こうした統計そのものに潜んでいる実態把握の上でのバイアスに加えて，統計作成・利用の上での恣意性の問題を示したのが令和の米騒動における農水省の対応だった。

第１は，米収穫量統計における現場感覚＝実態とのズレである。生産者が使用していた1.80 ～ 1.90mm のふるい目幅（Ａ）に対して農水省は 1.70mm（Ｂ）で選別した収穫量を算定してきた。前者は直接に主食用米として流通する玄米の数量を重視したものであるが，後者はＡのふるい下米＝特定米穀（無選別）をＢで選別し，そのふるい上の中玄米から主食用米に回る部分までの全量を把握するものである。この差が米騒動で問題になった背景には 2023 ～ 24 年の高温障害による白未熟粒発生が米の品質的な低下だけでなく，小粒化による収穫量の低下の実態が現場では認識されていたのに対し，農水省の把握した収穫量にはそれが反映されていなかったからである。精米歩留まりの問題以前の玄米収穫量における認識の差の問題があったが，農水省は現場の声に耳を傾けなかった。

第２は，需要の年 10 万ｔ減というマイナストレンドに固執したため，インバウンド需要と家計消費の増加による需要増加を見落としたことである。しかし，これは事後的な説明としては認めうるとしても，需給逼迫化の兆候を正確に把握すれば米騒動への対応はかなり異なったともいえる。農水省は騒動の発端を 2024 年８月においているが，現場での米不足「騒動」は 2023 年９月には起きていたし，兆候が現れ始めたのは 2022 年９月だった。これ以降，民間在庫は対前年同月比でマイナス＝需給逼迫化を 2025 年４月まで継続的に示していた。年単位でのデータではなく月単位でのデータに着目すればよかった。

インバウンド需要を見落としたこととは対極に位置するが，食糧法に基づく需給見通しには致命的な欠点がある。2025 年 10 月からの基本指針ではインバウンド需要までを含めた需給見通しが示されているが，これは国内で生産された主食用米等に関する見通しに限定されており，SBS 方式や枠外の民間輸入による輸入米が含まれてはいないことである。つまり，需要ではインバウンド需要を取り込む修正を行っていながら，供給の現実＝輸入米の存在（2025 年には SBS と枠外輸入を合わせ 20 万ｔに達する）を無視したところで需給見通しを示すご都合主義が存在しているのだ。ちなみに，『食料需給表』では輸入米も含めた国内消費仕向量が示されていることはいうまでもない。今回の改正食糧法はこうした問題には何ら触れることなく，国会を通過した。きちんとした統計的根拠に基づく農政の構築が求められている。